

MIO PRESS

LAW OFFICE
春号

OSAKA / KYOTO / KOBE 2019.04/vol.06

今号の み お 人

弁護士

田村 由起

Yuki Tamura

【特集】

「ハラスメント」に対する考え方

【連載】

知っ得! 交通事故

【ご存知ですか?】

泉南アスベスト国家賠償訴訟
最高裁判決

【支店便り】

京都の裁判所と
管轄について



詳しくは裏表紙を
ご覧ください

【弁護士からの提言】

「少年法」の
適用年齢引下げに
STOPを!

【連載】

倉田・北名弁護士の
刑事事件入門

【リレー式コラム】

事務局通信

【リガサポ!】

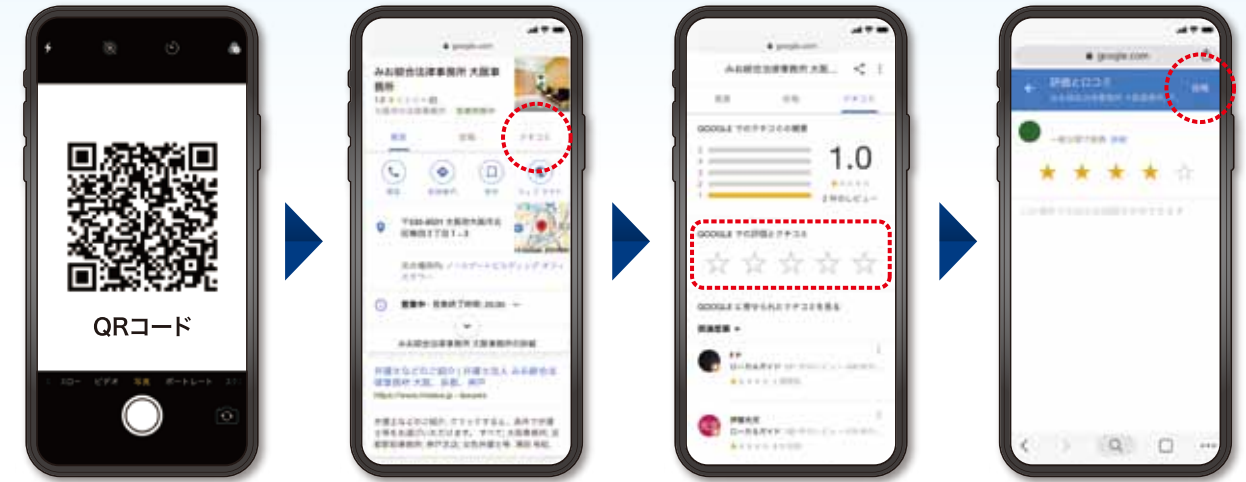
「相続登記と
遺言書」の
すすめ

【法律コラム】

伊藤勝彦弁護士の
時事解説

みお綜合法律事務所からのご案内

この度、お客様へのサービス改善の一環として、当事務所「Googleレビュー」の、ご評価を募集しております。
「Googleアカウント」をお持ちの方は、**Google検索画面から「みお 法律」と検索**していただくか、下の**「QRコード」**を読み取っていただくと、「Googleレビュー」画面に進みますので、ぜひ当事務所「Googleレビュー」のご評価をお願いいたします。



①「QRコード」を読み取る
または、Google検索画面から
「みお 法律」と検索

②「クチコミ」のページへ

③「評価☆☆☆☆」を決定

④「投稿」で完了
※PCからでも可能です

ご協力よろしくお願いいたします。



大阪・京都・神戸

弁護士法人みお綜合法律事務所

代表弁護士:大阪弁護士会所属/澤田 有紀 兵庫県弁護士会所属/伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故／遺産相続／離婚問題／債務整理／顧問契約・会社法務／その他

お問合せ・ご相談は



0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月～土)／9:00～17:30【携帯電話からも通話無料】

みお 法律



大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月～金曜日／ 9:00～20:00
土曜日／10:00～18:00
受付時間:月～土曜日／ 9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月～土曜日／9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月～土曜日／9:30～18:00

キリトリ線

アンケートにご協力いただいた方の中から**抽選で30名様に「みお綜合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)**や、澤田有紀弁護士が執筆した**書籍(1冊)**をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切／
2019年6月30日(日)※当日消印有効



※プレゼントは選ぶことができません。
※抽選の発表は発送をもってかえさせていただきます。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます場合があります。

アンケートの回答ににご協力をお願いいたします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

☐ 今号のみお人(表紙) ☐ 特集「ハラスメント」に対する考え方
☐ 知っ得! 交通事故 ☐ ご存知ですか? 泉南アスベスト
国家賠償訴訟最高裁判決 ☐ 支店便り
☐ 弁護士からの提言 ☐ 刑事事件入門 ☐ 事務局通信
☐ リガサポ! ☐ 伊藤勝彦弁護士の時事解説

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

☐ 交通事故 ☐ 離婚(男女)問題
☐ 借金問題 ☐ 労働問題 ☐ 刑事事件
☐ 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他) ☐ その他()
☐ 企業法務

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

MIO PRESS 201904 vol.06

弁護士法人みお綜合法律事務所／お問合せ・ご相談は[通話料無料] ☎ 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日)9:00～17:30

みお 法律



今号の み お 人

桜の花が咲き誇るうらかな春がやってきました。みおプレスの編集長として、「編集後記」で皆さまにご挨拶をさせていただいていますが、今回は巻頭に登場させていただきます。

さて、私は、今はほぼ民事事件ばかりを取り扱っているのですが、元々、弁護士になりたいと思ったのは、刑事事件、特に少年事件に関心があったからです。犯罪者だって、元は、おぎゃあと生まれた可愛い赤ちゃんだったわけですので、それが、どういう環境で、どのように生きて、なぜ罪を犯すに至ったのか、そして、どうすればやり直すことができるのか、弁護士として関わってみたいと強く思いました。

実際に、弁護士として多くの刑事・少年事件を担当させていただき、「少年法」の良さを知る弁護士の一人としては、昨今の、「非行少年を甘やかす『少年法』なんてなくなればいい」という風潮は悲しい限りです。

『少年法』は、親が愛情を持ってわが子の成長を見守り、時に厳しく指導するように、国が少年少女たちに向き合う法律です。未熟な少年を、守り育てるべき対象として保護しますが、その分きつちりと口も出します。しかも、かなり過干渉です。例えば、大人なら犯罪にならないようなケースや不起訴になるようなケースでも、その子にとって必要であれば、少年院に送致して矯正教育をすることもあるのです。

少子化、核家族化などが問題となり久しいですが、子どもは社会全体で育てる『社会の宝』であり、また『社会を映す鏡』です。私たちの大切な子どもが非行に走ったとき、単に罪に応じた罰を与えるのではなく、そこに至った本人の問題、そして社会や家庭の問題を一緒に考え、根気強く更生を支えられる社会であってほしいと願っています。

『少年法』を皆さまにもう少し知っていただき、非行少年に対して社会がどのように向き合っているのかを考えると、思えばいいですね。お読みいただけるとうれしいです。

(弁護士 田村 由起)



弁護士
吉山 晋市
Shin-ichi Yoshiyama

特集 Special Feature

「ハラスメント」に対する考え方

昨

年、セクシュアルハラスメントの問題については、海外の映画界では大物プロデューサーからのセクハラ被害を訴える「#MeToo」運動が起こったり、国内では財務省次官が女性記者へのセクハラ発言により辞任に追い込まれた事件などがありました。

また、パワーハラスメントの問題については、日大アメフト部監督が悪質なタックルを選手に指示した事件、芸能プロ社長に顔を鍋に無理やり突っ込まれた被害者が社長を刑事告訴した事件などはまだ記憶に新しいところでしょう。

このようなハラスメントは職場においても問題になることがあります。セクハラやパワーハラは基本的人権を侵害し、労働条件や職場環境を悪化させる重大な問題です。今回は、セクハラ、パワーハラについて、「ハラスメントの問題点」「法律による規制の有無」「どんな行為がハラスメントに該当するのか」をお伝えして、使用者も従業員も気持ちよく働くことができるハラスメントのない職場環境の実現に役立てていただければと思います。

職場におけるハラスメントは誰も得をしない

まず、被害にあった労働者側からみると、「名誉感情、人格権を傷つける」、「使用

者側の誤った対応による「二次被害」、「うつ病などメンタルヘルスの問題」、「欠勤や休職」「最悪の場合には自殺」など重大な結果を招くリスクすらあります。

また、加害労働者側からみると、就業規則に基づきハラスメントを理由に懲戒処分されることになりますし、事案によっては懲戒解雇もあります。被害労働者や遺族から不法行為に基づく損害賠償（民法709条）を請求されるリスクもあります。

さらに、使用者側からみると、「被害労働者や遺族から職場環境配慮義務違反を理由に不法行為責任・使用者責任・債務不履行責任を問われるリスク」、「加害労働者に対する懲戒処分の適正をめぐって加害労働者から地位確認訴訟を提起される可能性」、「電通事件のように報道により公表されることで企業に対する社会的信頼が失われる」というリスクもあります。

セクハラ

職場におけるセクハラは、男女雇用機会均等法11条1項によつて「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境を害されること」と規定されています。

事業主は、被害を受けた労働者からの

ハラスメント防止のために

では、ハラスメントを防止するにはどうすればよいでしょうか。

なんでもかんでもハラスメントと言われるのが怖くて、過度に萎縮して職場におけるコミュニケーションが不足するのは本末転倒です。

ひとりひとりが「これくらいは許されるだろう」という安易な考えではなく、こういう行為がハラスメントに該当するという知識や価値観を共有して世代間の認識の差を埋めようとする意識が必要かと思えます。

また、そのためには企業側も社員や管理職の意識を改革する機会を提供し、「言っていないけないこと」「やってはいけないこと」を具体的に理解する社内研修を実施する、万が一、ハラスメントが発生したときにスムーズに対応できるよう相談窓口を設置することなどが重要です。

当事務所では、判例で問題になったような具体的事例を挙げながら、どのような行為がハラスメントに該当するのか、ハラスメントが発生したときの対応方法についてわかりやすく解説する「社内研修」も実施しております。社内研修をご希望の方はお気軽にご相談ください。

意に反する性的な言動

相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じる義務（措置義務）が課せられています。

よく「被害者がセクハラと感じたらセクハラに該当する」という話を聞きますが、必ずしもそういうわけではありません。

被害者が明白に拒否する態度や言動がなかったとしてもセクハラであると判断されることもありますし、被害者がセクハラを訴えればそれがすべてセクハラに該当するというわけでもありません。

厚生労働省の行政解釈では、「性的な言動」が「就業環境が害されるか」の判断にあたっては、平均的な労働者（被害者が女性であれば平均的な女性）の感じ方を基準にすることが適当とされています。

被害者の意に反する身体的接触で強い精神的苦痛を与えた場合にはたつた一回の行為でも就業環境を害するとしてセクハラに該当しますし、身体的接触を伴わない性的発言であっても、

パワーハラ

2018年3月に厚生労働省から公表された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」によれば、都道府県労働局に寄せられた労働者からの労働相談は、「職場におけるいじめ・嫌がらせ」がトップでした。

パワーハラはセクハラとは異なり、企業にパワーハラ防止措置を義務付ける法律はありません。

もつとも、2018年11月、厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会の分科会は、職場のパワーハラを防止する措置を企業に義務付ける法律を整備する方針を明らかにし、2019年の国会で関連法案の提出を目指すとしています。

こんな行為がパワーハラに

先程の検討会報告書によると職場のパワーハラとは、「同じ職場で働く者に対して、

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されています。

かつては業務上の指導教育として受け入れられてきた言動であっても、労働者からパワーハラといわれることが増えました。しかし、上司の「パワー」を指揮命令のために、適正に行使するのは、上司の職責であるのが本来の姿です。適正な範囲の指示や注意はたとえ受け手が不満を覚えてもハラスメントには該当しません。

業務に必要な適正な範囲を超えて初めてハラスメントに該当するのですが、一律の基準を設けることは困難です。そのため、パワーハラの法整備化についても企業側から指導との線引きが難しいという反発もありました。

一律な基準で判断することは困難ですが、「暴力でけがをおわせる」、「暴言、人格否定発言」、「大声で怒鳴る、厳しい叱責を執拗に繰り返す」といった行為がパワーハラに該当するのは当然として、それ以外にも「業務上明らかに必要性のない行為（例：研修会で特定のコスチュームの着用を強要する指示）」、「業務の目的を大きく逸脱した行為（例：能力に見合わない仕事をあたえ就業意欲を低下させる）」といった行為がパワーハラに該当する可能性があります。



石綿にばく露する機会が職業的なものが最も多いとされていますが、石綿にばく露してから健康被害がわかるまでの潜伏期間が非常に長く、肺がんの多くは30年から40年経ってから、中皮腫は40年から50年も経ってから発症します。そのため、「静かな時限爆弾」と言われます。

石綿（アスベスト）とは、天然の鉱石繊維で、熱や摩擦にも強く、丈夫で変化しにくい特性を持っていることから、建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材、シール断熱材といった様々な工業製品に使用されてきました。

しかし、石綿は、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、新たな石綿製品の製造・使用が禁止されています。

石綿（アスベスト）とは、天然の鉱石繊維で、熱や摩擦にも強く、丈夫で変化しにくい特性を持っていることか

ご存知ですか？ 泉南アスベスト 国家賠償訴訟 最高裁判決

平成26年10月9日、最高裁は、昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間、国が規制権限を行使して石綿工場に局所排気装置の設置を義務付けなかったことが、国家賠償法の適用上、違法であると判断し、国の責任を認めました（泉南アスベスト国家賠償訴訟最高裁判決）。

この判断を受けて、国は、石綿工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合には、国は、訴訟の中で和解手続きを進め、損害賠償金を支払うと表明しました。

現在、当事務所でも、石綿健康被害に関する多数のご相談をお受けしており、国に対して多数の訴訟を提起しております。

過去に石綿を取り扱う業務に従事し、じん肺（石綿肺）、肺がん、中皮腫などに罹患された方、またはそのご家族の方がいらつしやいましたら、国から賠償金を受け取れる場合もございますので、ぜひ一度、みお総合法律事務所にご相談ください。

アスベスト(石綿)被害
賠償金請求
ご相談フォーム



<https://www.miolaw.jp/asbest/>

お問合せ・ご相談は



0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月～土)
9:00～17:30
[携帯電話からも通話無料]

みお アスベスト



身の回りで関わる、知って得する法律の話。

知っ得!

交

通

事

故

弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

本コラム担当の弁護士の羽賀です。今回も、当事務所で実際に解決した交通事故の事例を紹介します。骨折等があり、治療も長期間必要になった方の事例です。

今回の相談者

Ｔさん 20才代 男性 会社員の方

事故から弁護士事務所 来所に至るまで

Ｔさんは、出社のためバイクを運転し、交差点を直進していたところ、対向方向から右折してきた四輪車に衝突されてしまいました。

Ｔさんは、衝突により右橈骨遠位端骨折等（右手首付近の骨折）の怪我をしてしまいました。1カ月程の入院、1年程の通院で治療をしましたが、骨折部分に不正癒合が残り、手関節が動かさにくいという症状と痛みが残ってしまいました。そのため、後遺障害の申請をする必要があると保険会社に言われたものの、どのように手続きをしたらいいかわからなくなり、今後の示談交渉も含めて誰かに任せたいとＴさんは考えました。

インターネットを検索すると弁護士に手続きを依頼できることが分かり、後遺障害申請と示談交渉をお願いしたいとし

て、当事務所に相談に来られました。

依頼後の手続き

Ｔさんからご依頼いただき、後遺障害申請と示談交渉を行いました。

後遺障害申請と言っても何をするのかピンとこない方もいるかと思いますが、具体的には、後遺障害診断書を主治医の先生に作成していただき、内容のチェックを弁護士が行い、その他の必要書類を揃えて自賠責保険に申請することになります。Ｔさんの件でも、弁護士が後遺障害診断書に記載すべき内容の説明（手首の可動域、手首に痛みが残っていること、痛みの原因が骨の不正癒合であること等）、実際の記載内容のチェックを行った結果、残ってしまった症状を的確に反映した12級6号の後遺障害が認定されました。

12級6号の後遺障害が認定された後、保険会社との交渉を行いました。入院・通院したことに対する慰謝料、後遺障害が残ったことに対する慰謝料、後遺障害が残ったことに伴う逸失利益をどの程度支払うべきかについて争いになりましたが、1300万円を賠償してもらうことで示談が成立しました。弁護士に依頼していない場合、保険会社が提示してくる金額は500万円程度という可能性もある事案でしたので、大幅に示談金額を増額して

示談ができたと言えます。

12級6号の後遺障害認定

保険会社の提示金額
500万円程度

弁護士に依頼して
示談金額 大幅増額!!

1,300万円

約2.6倍

弁護士からのコメント

交通事故に遭って、治療をしたものの後遺症が残りそうだといいことでご依頼いただきました。後遺障害の申請や示談交渉の手続きは、どのような点に注意して手続きを進めるべきか難しいところがあります。交通事故の示談交渉を多く取り扱っている弁護士であれば、事案ごとに異なるポイントを的確に把握して手続きを進めていくことができます。また、ご依頼者の方の手續きの負担を減らしつつ、可能な限りの賠償金を得ることも可能になります。

交通事故に遭遇して、後遺症が残るそうだという方は、弁護士に手続きを任せてみてはいかがでしょうか。手續きの負担が軽くなりますし、示談金も問題ない金額を確保できると思います。



そして、地方裁判所と簡易裁判所の管轄については、裁判所法に規定が置かれており、原則として、訴訟の目的の価額が140万円を超えない請求に関する訴訟は簡易裁判所が管轄し、それ以外の請求や不動産に関する請求に関する訴訟は地方裁判所が管轄します。

このようにして、地方裁判所か簡易裁判所か、いずれが管轄を有するか決まったとしても、地方裁判所、簡易裁判所とも複数存在しますので、そのうちのいずれの裁判所が管轄を持つかが問題となります。

民事訴訟法では、第4条以下に管轄の規定があり、原則として、「訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の



京都の裁判所と管轄について



弁護士
山本 直樹
Naoki Yamamoto

管轄に属する」とされています。そして、被告の普通裁判籍は、原則として、個人の場合は住所、法人の場合は主たる事務所又は営業所により定まります。

このように、被告の住所によって管轄が定まることが原則なのですが、第5条以降にも例外となる規定が置かれています。特に、財産権上の訴えについては義務履行地(第5条1号)、不法行為に関する訴えについては不法行為地(第5条9号)、不動産に関する訴えについては不動産の所在地(第5条12号)の裁判所が管轄を有するとの規定や、合意管轄(第11条及び応訴管轄(第12条)は実務上でも多く見られますので注意が必要です。

裁判の負担

このようにして管轄が決まったとしても、それが遠方であればどうなるでしょうか。ご本人で訴訟対応をされる場合には、裁判所に出廷すること自体が負担になりますし、弁護士に依頼するとしても、通常は交通費などの実費のほかに拘束時間に応じた日当の負担が発生することになります。

訴えを提起してから判決まで、事件の内容に応じて複数回の出廷が必要になりますので、裁判の負担は決して軽いものではありません。

京都府の地形

京都府は、南端は奈良県との県境から、北端日本海まで、南北に長い形状をしています。私が学生のころに聞いた話では(真偽のほどは分かりませんが)、もともと、京都市付近は山城国であり、北部は丹波国だったのですが、明治時代に京都府を設置したとき、かつての山城国のみだとは海への接続するのに他の県を通らないといけなくなるため、丹波国の地域を含めて日本海側までを含めて京都府にしたため、今の京都府の形になったそうです。

京都府がこのような形のため、裁判のときに困るのが、裁判所の管轄と、出廷の問題です。

京都府内の裁判所

京都府内には、京都地方裁判所と京都家庭裁判所(いわゆる本庁)、それぞれの支部(園部、宮津、舞鶴、福知山)、各地の簡易裁判所(京都、園部、宮津、舞鶴、福知山、伏見、右京、向日町、木津、宇治、亀岡、京丹後)があります。

これらの裁判所のうち、京都地方裁判所と京都家庭裁判所は京都市内にありますし、簡易裁判所のうち複数の裁判所が京都市内に存在しているのですが、他方

どのように対応するべきか

取引行為などであれば、当初の契約の時点で、合意管轄を定めておく方法があります。企業が作成する契約書では通常は、裁判の管轄に関する条項が入ることになりますが、その有効性や範囲などについて争われる場合がありますので、条項の記載には注意する必要があります。

不法行為などのように、事前に契約がない事案であっても、双方が弁護士を代理人としているときには、お互いの当事者本人の負担を避けるために、提訴直前に弁護士間で管轄の合意をすることができ、場合もあります。

また、裁判所が遠方になってしまった場合であっても、遅滞を避けるための移送(民事訴訟法第17条)を求めたり、電話会議システムを利用した弁論準備手続によって事実上の負担を軽減するなどの対応が考えられます。

以上のほか、相手が管轄のない裁判所に訴えを提起してきた場合には、こちらから管轄を争わなければ、その裁判所に応訴管轄が生じてしまうことになります。

おわりに

裁判の管轄は、裁判の勝敗に直結する

で、京都地方裁判所宮津支部や舞鶴支部は、京都府の北側、それも日本海側の海岸のすぐ近くにありません。

京都市内から宮津支部に電車で行く場合には、JR西日本の直通の特急電車を使ったとしても電車に乗っている時間だけで、片道約2時間を要することになりますし、電車の本数も多いとはいえ、実際の往復では必ずといってよいほど電車待ちの時間が発生しますので、実際の所要時間は片道3時間を超える場合もあります(京都から東京まで新幹線で行くとさらに時間もかかることになります)。

裁判所の管轄

このように京都府内だけでも複数の裁判所がありますが、どの裁判所が事件の第1審の審理を担当するか(つまり管轄を有するか)については、法律によって定められていますので、実際に訴えを提起するときには、まず管轄のある裁判所がどこであるかを判断しなければなりません。詳細は非常に長くなるので概要のみ説明しますと、例えば民事事件で金銭請求を行う場合は、地方裁判所が簡易裁判所のいずれかが第1審の管轄を有することになります(家事事件手続法や民事訴訟法、少年法で定められた事件については家庭裁判所が管轄します)。

問題とは言い難いため、紛争が生じて裁判をしなければならなくなるときまで、あまり気にされない方が多いと思います。

しかし、実際に発生する負担は決して小さいものではありませんし、管轄の問題についても各局面で適切な対応をとる必要があります。

管轄の問題は、前記のとおり、複雑な面があり、一般の方がご自身で対応するのは難しい面があると思いますが、弁護士にとっては日常的に対応している問題ですので、お悩みの際は、ぜひ当事務所にご相談ください。

特に、企業の方は、新たに契約書を作成するときだけではなく、現在使っている契約書の条項にも問題がないかどうか、改めてご確認を頂ければ幸いです。



ホームページもぜひご覧ください!

みお 京都

誰

もが名前はよく知っているけれど、その法律の趣旨や内容を理解している方は少なく、かえって多くの方に誤解されている法律があります。

『少年法』です。

私は、少年事件に関心があり、数多く取り組んできましたが、新人弁護士の方に担当した忘れられない事件があります。

彼は少し幼さの残る顔立ちの19歳の少年でした。彼には支えてくれる家族はおらず、早くに自立する必要がある環境で育ちました。

ある日、歩き疲れていた彼は、何者かに盗まれて乗り捨てられていた自転車を見つけて、乗っていたところ警察に捕まりました。占有離脱物横領の罪です。

その結果、彼は、少年院送致となり、1年以上少年院で過ごしました。

彼の犯行が、もし20歳になつてからだったら：逮捕されることさえなかったかもしれないし、間違いなく不起訴処分だったでしょう。

家庭裁判所は、少年法に基づき、彼の成育歴、性格、生活状況、能力などを丁寧に調査し、彼を「保護」するために、少年院での矯正教育の機会を与えたのです。大人であれば、「保護」なんてされず、釈放される事案です。

将来罪を犯しそうな少年を、少年院に送致することさえできます。そして、この『少年法』は、世界でも高い評価を受けているそうです。

この『少年法』の適用年齢を、現行の20歳未満から18歳未満に引下げるべきかどうか、法制審議会で議論がなされています。

少年法が18歳未満に引下げられれば、先ほどの19歳の彼は、少年院に行くことはなかったでしょう。（その方が彼にとってよかったのかどうかは分かりませんが、多くの非行少年は、少年院に行くよりも不起訴処分になることを望むでしょう。）

現在、家庭裁判所で扱われている少年事件の約5割は18、19歳が占めています。つまり、仮に少年法の適用年齢を18歳未満に引下げると、これまでの約5割の少年が少年法の手続きの対象外となり、心理学、教育学などを修得した専門家による調査や教育的働きかけを受けられなくなってしまうのです。

成人事件の約65%は起訴猶予処分とされていますので、教育的働きかけも刑事処分も受けないまま事件が終了するケースが相当数になってしまいます。

もしかすると「過干渉」かもしれませんが、まだまだ可塑性に富む、18、19歳に対して、教育的な働きかけを行い、更生についての助言や支援をする機会を奪うこと

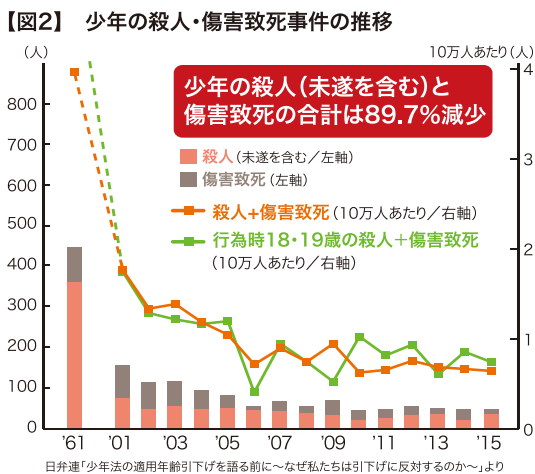
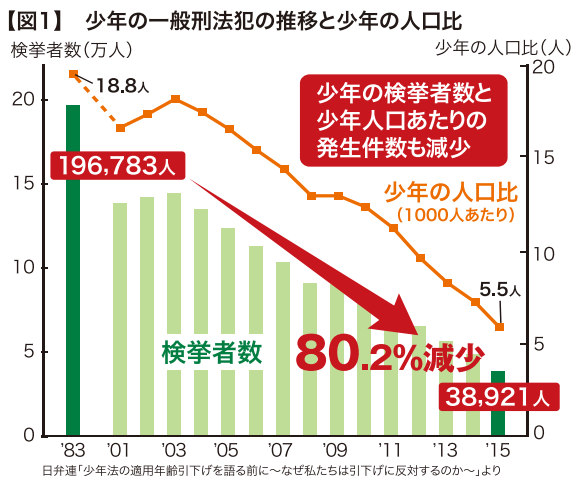


「少年法」の適用年齢引下げにSTOPを!

弁護士からの提言



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura



私は、何度か少年院にも面会に行き、彼との交流を続けましたが、彼は、少年院で、自分自身が苦しくなってしまうくらい自分自身と向き合い、将来について考えていました。

少年法の第1条には、「非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」と定められています。私は、初めてこの条文を読んだとき、「性格の矯正?」と目を疑いました。

少年法は、可塑性(変換)が出来る柔軟さという少年の特性に着目し「性格の矯正」までを目的にして、少年に適切な働きかけができる法律なのです。

『少年法』は子どもに甘い法律だというのは完全な誤解です。

大人の感覚からすると、『少年法』というのは、「保護」の名のもとに、生活環境や交友関係にまで口を出してくる、ある意味「過干渉」な法律です。ちょうど、親や教師が、子どもの成長を見守るのに似ています。見守るけれど、しっかりと口も出すのです。これで、『少年法』は少年を保護する甘い法律だ」というのが誤解だとお分かりいただけでしょうか。

罪を犯した人が、まだ可塑性に富んだ年齢であれば、刑罰ではなく教育を与える方が、社会にとっても本人にとっても有益であるとの刑事政策上の判断なのです。(なお、少年法では、まだ罪を犯していないが、

は、本人にとっても、社会にとってもマイナスです。少年法の適用年齢の引下げを反対する立場の人の根拠の一つに、「若年者の再犯の増加により新たな被害者を生み出しかねない」というのがあるのは、このような事情によります。

「そんなことを言っただけで、少年による凶悪犯罪が増えているじゃないか!」、というお声が聞こえてきそうですので、ここで少年事件の現状を確認してみたいと思います。

2015年の内閣府の世論調査では、78.6%が「少年非行が増えている」と答えています。

しかし、統計から見ると、少年非行は近年急激に減っています。検挙者数は、1983年のピーク時に比べて、なんと80.2%も減少し、少子化の影響を排除するため少年人口当たりの発生数を比べても70.7%減少しています。【図1】

また、少年の重大・凶悪犯罪も減少しています。殺人と傷害致死の合計は、1961年のピーク時に比べると89.7%(少年人口当たりの発生数でも83.8%)も減少しています。【図2】

このように、日本においては、少年犯罪も、少年による重大犯罪も、大幅に減少しているのです。

また、18、19歳の少年が起す事件の種類を分析すると、殺人(未遂を含む)と傷

害致死は合計で0.05%です。そして、殺人や傷害致死については、少年であつても原則として成人と同じように地方裁判所での刑事裁判で刑罰を科されることになります。

このような状況の中で、少年の凶悪犯罪については大人と同じように処罰すべきだという理由で、『少年法』全体の適用年齢を引下げるメリットは何か、デメリットは何か、皆さまにも考えていただきたいと思っています。

教育的な働きかけをすれば十分に変わる可能性がある年齢の子に対して、その機会をできるだけ与えることが、その子にとつても、社会全体にとつて有益であることは異論のないところだと思います。

10代で犯罪に手を染めてしまう少年の

多くは、家庭環境に恵まれず、愛情を十分に受けて育っていません。私の経験上、多くは、幼少期に虐待を受けて育っています。その歪みが、自傷行為として現れるケースもあれば、他者への犯罪として現れるケースもあります。

様々な事情を抱える子どもたちをどのように支え、どこに導いていく社会でありたいのか。『少年法』の適用年齢引下げ問題は、子ども達から大人への問いかけとして、社会全体で考える必要がある問題だと感じています。

もっと詳しく知りたい方、この問題を考えてみたい方は、日本弁護士連合会のホームページから関連する情報入手できます。ぜひ、「日弁連 少年法の適用年齢引下げを語る前に」と検索してみてください。



ではプライバシーの侵害についてはどうでしょうか。何らかの刑事罰の対象になるのでしょうか。インターネット上の書き込みでプライバシーを侵害してしまうことは容易に想定されます。たとえば、フェイクブックなどで友人と一緒に写った写真

ただ、そうすると政治家の汚職の報道などもこれにあたってしまうことになるため、例外的に公共の利害に関する事実に係り、その目的がもたら公益を図ることにあったと認める場合には、真実であることの証明ができた場合でも、真実であるとの証明ができていない場合でも、真実であると誤信しており、誤信が確実な資料・根拠に照らして相当な理由がある場合には犯罪は成立しないものとされています。

またよくあるのが著作権の侵害です。それまでは放置されていた海賊版のダウンロード行為が2012年10月施行の著作権法改正により刑事罰化されたことは大きく報道されました。では、このようなダウンロードができるサイトにリンクを貼る行為はどうなのでしょう。

この点、リンクを貼るだけであれば、違法ではないようにも思えますが、理論上、幫助や教唆にあたります。また、刑事罰とは別に、民事上の責任を負う危険性もあることから注意が必要です。

以上、インターネットの書き込みで生じるかもしれない刑事上の責任について、簡単ですが説明してみました。情報の発信行為は人間にとって大きな喜びです。違

を特に断りなく公開してしまうということとはよくありますし、芸能人を見かけたなどの書き込みをしまうこともあります。通りがかりを他人の写真に写り込んでしまったりそれを公開されてしまうこともあるかもしれません。

しかしながら、現在のところこのような形でプライバシーの侵害については、特に名誉毀損罪などに該当しない限り、刑事罰の対象となっておりません。あくまで民事上の損害賠償の対象となりうるにすぎません。

倉田・北名弁護士の刑事事件入門



インターネット上の表現と刑事責任



弁護士
倉田 壮介
Sousuke Kurata

ツイッター、フェイスブック、ライン、インスタグラム、ブログ、掲示板等々、現在ではマスコミ関係者でもない一般の方が情報の発信者となるのがごく普通の状況となりました。

自分から情報発信したことはなくても、友人・知人を含めこれらによる情報発信をしている人が身の回りに全くないという方は、むしろ少数派ではないでしょうか。アカウントくらいはもっている、という方も含めれば、ほとんどの方が、自ら情報発信をする機会を持っている、ということだと思います。

情報の発信は個人にとって大きな意味を持ちます。表現することは人の存在価値そのものといっても良いくらいの意味、自己実現そのものといえるだけの価値を持ちますが、仮にそれが多少大げさな表現だとしても、自らの意見を外の世界に示してそれに対する友人、知人、あるいは見知らぬ人から何らかの反応、特に肯定的な反応をもらうということがとても楽しいことである、ということは、多くの皆さんに共通して言えると思います。

ところが、インターネット上に書き込みをすることは、場合によっては刑事責任を含めた大きな責任を負う危険性があります。実際にインターネット上での表現をためらう人は、知らず知らずこうした危

険を含めて、未知のリスクを負うことを嫌って表現自体をしないという場合もあるのではないかと思います。今回のコラムでは、インターネット上の書き込みで生じるかもしれない刑事上の責任について少し説明してみたいと思います。

インターネット上の書き込みでもっとも問題になりやすいことの一つが、名誉毀損の問題です。

そもそも名誉毀損罪はどのような場合に成立するのでしょうか。同罪を定める刑法第230条第1項によれば、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した場合」は「その事実の有無にかかわらず」名誉毀損罪に該当する」とされています。

では、たとえば、記事の公開範囲を友達などに限定した場合でも、「公然と」名誉



毀損したことになるのでしょうか。ここにいう「公然」とは、「不特定又は多数人が認識できる状態」をいうとされていますが、直接の摘示の相手は特定かつ少数であったとしても、その者から伝え聞いて間接的に不特定多数人が認識できるのであれば、「公然と」に含まれるものと解釈されています。ということは、たとえ公開範囲を友達とか友達の友達とかに限定していたとしても「公然と」に該当してしまっていることになります。

次に「事実を摘示し」とはどういうことでしょうか。ここにいる事実はある程度具体的な内容を含むものでなければならず、単なる価値判断や評価はこれに含まれないとされています。単に馬鹿とか間抜けとか言うだけではここにいる名誉毀損にはならないということです(ただ、このような行為は別途侮辱罪の対象にはなりえますので注意が必要です)。

このような事実の摘示については「その事実の有無にかかわらず」と真実であるか否かを問わず、名誉毀損罪が成立するものとされていますので注意が必要です。一見真実であれば表現は許されてもよいのではないかと、とも思われますが、これは、真偽と合致しない虚名であったとしてもそれが社会的に成立しているものである以上、一応保護されるべきであるという価値判断によるものです。

法かどうかのラインに気をつけながらも表現に喜びを感じる人は最大限自由に発信すべきだと思います。

下のQRコードから
バックナンバーを
ご覧いただけます



<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>

大切なご家族が逮捕されてしまった！
慌てずに、落ち着いて
「みお」の弁護士にご連絡ください。

「早く釈放・保釈して欲しい」
「過酷な取調べから守りたい」
「有罪・前科になるのは避けたい」
「無実・冤罪を証明したい」
「示談での解決の道を探りたい」などのお悩みは、
弁護士にお任せください。

「刑事事件解決ナビ」<http://keiji-soudan.com>

詳しくは
Webサイトを
ご覧ください

リリースコラム 事務局通信

こんにちは。京都事務局です。わたしは今年の2月まで神戸支店におりました。今回、神戸支店で執務されている石田先生について、お話ししたいと思います。

石田先生は目がぱっちりしていて目力がある先生です。よく通る明るいお声で話され、依頼者様のご相談をいつも熱心に聴かれています。とても誠実な先生だと思えます。そんな石田先生は、見た目からはちょっと想像がでない特技をお持ちです。実はお菓子作りが得意なのです。最近では、事務局に手作りチーズケーキをふるまってくださいました。ケーキ型は学生のころから愛用されているそうです。先生は「ちょっと焼きすぎてしまったかもしれない」と心配されましたが、ほどよい甘さの大人味のチーズケーキで、事務局の間でも美味しいと評判になりました。手作りお菓子を作る弁護士さんはなかなかレアかもしれません。チーズケーキだけに☆

お菓子作りが得意な
石田先生!



LATEST
NEWS
最新ニュース
01

交通事故被害者の方へ ～出張相談サービスのご案内～

当事務所では、事故の状況やお怪我の内容・程度などを正確に把握し、的確なアドバイスをするために、通常は、事務所にご来所いただきでご相談をお受けしていますが、ご来所が困難な交通事故の被害者の方を対象に出張訪問相談を実施しています（相談料無料）。後遺障害1～5級相当の重度後遺障害者の方のご自宅や病院まで、弁護士が出張訪問させていただきお話を伺います。該当される方は、ぜひ一度お電話でご相談ください。（☎0120-7867-30）

みお 交通事故

LATEST
NEWS
最新ニュース
02

Re-Start リスタート ～離婚相談セミナーのご案内～

当事務所では、経験豊富な弁護士が、離婚手続き全般について詳しく解説する離婚相談セミナーを実施しています。男性向け、女性向けに分けて開催していますので、夫婦それぞれの立場に立ってリアルなお話をさせていただいております。大阪・京都・神戸で随時開催しております。お申込みは、当事務所ホームページまたはお電話（☎0120-7867-30）からお願いいたします。なお、参加費は、ワンコイン（500円）となっておりますので、当日現金でお支払いください。

みお 離婚



https://lmio.jp

LATEST
NEWS
最新ニュース
03

B型肝炎給付金請求

集団予防接種が原因でB型肝炎ウィルスに感染した方に対し、国が給付金を支払う特別措置法が施行され、対象者には、50万円から最大3,600万円の給付金が支払われます。当事務所では、お心当たりのある方（昭和16年7月2日以降にお生まれの方）を対象に、無料説明会・無料電話相談を実施しておりますので、ぜひお問い合わせください。（☎0120-7867-30）

みお B型

LATEST
NEWS
最新ニュース
04

「家族信託手続きナビ」サイト開設

この度、当事務所運営WEBサイト「家族信託手続きナビ」を開設することになりました。相続財産の生前対策として注目される家族信託。メリット・デメリットをご説明し、最適な相続対策をご提案いたします。ぜひ一度ご覧ください。

<https://www.miolaw.jp/kazokushintaku/>

みお 家族信託



今 回は司法書士の吾郷が相続登記のお話をさせていただきました。

さて、相続登記とは、いわゆる「名義変更」のことです。法務局に申請をする際には、申請書と併せて様々な書類を提出する必要がありますが、その代表的な書類として、**遺産分割協議書と遺言書**があります。どの不動産を、誰が、どれだけ取得したかということを示すためです。

遺産分割協議書は、相続人全員が協議をし、実印による押印をして、印鑑証明書を添付する必要があります。例えば、夫が亡くなり、相続人は妻と子2人という事例ですと、相続人3名で、遺産分割協議書を作成し、相続登記を申請することになります（そもそも取得分について争いがあるとか、行方不明の方がいる等、当事者間で協議ができない場合は、法的手段がありますので、ここでは割愛します）。

一方、**誰にどれだけ相続させるかを被相続人自身が示した書類が遺言書です。**

近年、夫婦共働き家庭において、ペアローンなど控除を受けることができる住宅ローンを利用して、共有で住宅を購入されるご夫婦が多くなっていますし、また、ローンの負担分に合わせた持分でなくとも、例えば、妻が頭金や不動産の取得費用、リフォーム費用等を負担することで、持分を取得するケースもあろうかと思えます。

持分は均等でなくとも、ほんの僅かでも、

リーガル サポート
インフォメーション

リガサポ!

「相続登記と遺言書」のすすめ

司法書士
吾郷 小苗
Sanae Ago

相続登記手続きとしては単独所有の場合と同じです。夫婦間に子供がいれば、さきほどの通り、配偶者と子2人で遺産分割協議をすることで足りるのですが、子供がいなかった場合、法定相続人は、配偶者と被相続人の両親が、両親がともに亡くなっている場合、次順位の相続人は、被相続人の兄弟姉妹です。更に、兄弟姉妹が、既に亡くなっている場合は、その子らが相続人になります。

つまり、**夫婦間に子供がいないと、自宅不動産なのに、義理の両親、義理の兄弟姉妹、はたまた甥や姪と遺産分割協議をする必要が生じる**のです。普段から往来があれば家族間の話し合いができてそうですが、そうでなければ、相当の労力と時間と費用がかかるのではないのでしょうか。

この点、有効な遺言書があれば、遺産分割協議書が必要なくなります。ですので、**元気なうちに、夫婦双方で、妻（夫）に相続させる旨の遺言書を作成してはいいか**がでしようか。そうすると、残された配偶者は、単独で、相続登記を申請することができるので安心です。

遺言書の種類としては、公正証書遺言が一番安心なのですが、最低限、自筆の遺言書でも遺しておくことを強くお勧めします（来年には、法務局で自筆証書遺言を保管してもらええる制度もできます。そのお話はまたの機会にします。）

次号
予告
行政書士中塚が担当します。

ご挨拶

昨年12月に入所いたしました、松浩司（まつこうじ）と申します。

学生時代にアルバイトとしてお世話になっていたこの事務所に、実務家として再び戻ってくることで、大変うれしく思います。

現在は京都市東山区在住で、休みの日には、司法修習の同期と京都散策をしたり、ランニングやゴルフをしてリフレッシュをしております。また、ワインや日本酒が好きで、今後さらに知識を深めていこうと思っています。

本業については、家事事件（家庭内の紛争など、家庭に関する事件）や企業法務に関心がありますので、先輩方に教わったり勉強会や委員会に出席するなどして、研鑽を積んでまいります。

謙虚で明るく前向きに、日々精進してまいりますので、今後ともどうぞよろしく願っています。

弁護士
松浩司

代表弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

最

近、週刊誌や経済誌に「相続」・「生前対策」といった特集が頻繁に組まれております。約40年ぶりに相続法が大改正されることもあり、世間の関心が高まっております。このたび、改正相続法の施行日が明らかになりました。改正相続法を踏まえた対策を行う場合、「何を」「いつ」すればよいのか、ご参考にしていただければと思います。

なお、今回の相続法改正内容全般については、法務省のホームページでまとめられておりますので、こちらをご参照ください。http://www.moj.go.jp/content/001275267.pdf

改正相続法について

1. 「施行日はいつ？」

(1) 改正法は、原則として、**2019年7月1日**に施行されます。
(「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」による)

原則的施行日である2019年7月1日に施行される主なものは、次のとおりです。

- ・「預貯金仮払制度」(法定相続人が金融機関から遺産の預貯金の払戻しを受ける制度)
- ・「遺留分減殺請求の見直し」(遺留分が侵害された場合に相続人に認められる権利)
- ・「特別寄与料の制度」(相続人以外の親族が無償で療養看護などをおこなった場合に認められる権利) など

(2) 例外として、次の施行日が定められております。

- ① 自筆証書遺言の方式緩和＝2019年1月13日(自筆証書遺言のうち財産目録については自筆しなくてもよいとするもの)
- ② 自筆証書遺言の保管制度＝2020年7月10日(自筆証書遺言を法務局で預かる制度)
- ③ 配偶者の居住権＝2020年4月1日(のこされた配偶者が遺産に属する建物に居住している場合、遺言または遺産分割によって、終身[または一定期間]無償で居住等ができる権利)
- ④ 配偶者の短期居住権＝2020年4月1日(のこされた配偶者が遺産に属する建物に居住している場合、少なくとも6か月間無償で居住できる権利)
- ⑤ 遺贈の担保責任など＝2020年4月1日(改正債権法の施行にあわせて)

2. 「では、新旧法の適用はどうなるの？」

改正法は、原則として施行日前に開始した相続には適用されません。「相続開始の日(＝死亡日)」と「施行日の前後関係」によって、新旧法どちらが適用されるのかが決まります。例えば、「遺留分減殺請求」については、死亡日と2019年7月1日(原則的施行日)との前後で決まります。「配偶者短期居住権」については、死亡日と2020年4月1日(例外的施行日④)との前後で決まります。

※「配偶者居住権の贈与等」「自筆証書遺言の方式緩和」「婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産の贈与」などについては、**改正法施行日前にされた遺贈・贈与・遺言には適用されない**旨規定があります。これらは相続開始日(死亡日)ではなく贈与日や遺言書作成日が基準となります。例えば、「**配偶者居住権**」を有効に遺贈するためには、**2020年4月1日以降に遺言書を作成(書き直す)する必要があります**のです。

※「預貯金仮払制度」について、2019年6月30日以前に相続開始した事案であっても、2019年7月1日以降に仮払請求することができる、とされています。

以上、相続法改正のスケジュールと新旧法適用関係について解説いたしました。正確にお伝えしたかったので、専門用語を多用いたしました。読みにくいものになってしまったことをお詫びいたします。「**みお総合法律事務所**」では、遺言・後見・信託などを組み合わせて、**万全の生前対策を「わかりやすく」提案させていただくことができます。ぜひともご相談ください。また、「無料相続セミナー」も開催しています。詳しくは、次頁上段をご覧ください。**

無料相続セミナーのご案内

相続に関してご興味のある方は、**どなたでも無料**でご参加いただけます。
事前予約制となります。**個別相談(初回30分無料)**も大阪・京都・神戸事務所で
随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。



セミナー講師

代表弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito●相続対策セミナー **無料**

遺産を相続する際に気を付けたいこと、もめずに相続する方法、節税対策などについて分かりやすく解説します。

日時【場所】 5/9(木) 15時【大阪】・6/13(木) 11時【大阪】

●おひとり様セミナー **無料**

老後に頼れる身内がいらっしゃらない方、将来おひとりになった時のことが心配な方などを対象に、成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日時【場所】 4/17(水) 16時【神戸】

●遺言書作成セミナー **無料**

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日時【場所】 4/22(月) 11時【大阪】・5/8(水) 11時【神戸】

●民事信託セミナー **無料**

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日時【場所】 4/20(土) 11時【大阪】・5/14(火) 18時【大阪】・6/19(水) 11時【大阪】

編集後記

ようやく寒さも和らぎ、うらかな春がやってきました。いつもはMIO PRESS編集長として、企画・編集作業など主に裏方の仕事をさせていただいていますが、今号は表紙や記事でも登場させていただきました。今まで編集長の立場ではあまり深く考えていませんでしたが、ご縁のある方だけにお送りする事務所報とはいえ、表紙に写真が

出るというのは気恥ずかしいものです。複数の写真の中からどの写真がいいかなんて、とても自分では選べません。また、今回は、個人的に思い入れの強い、少年法についてのコラムを掲載させていただきました。結論を押し付けるのではなく、読者の皆様に、まずは知っていただき、そして考えていただきたいの思いで執筆しました。ご興味を持っていただけると嬉しいです。



弁護士 田村 由起

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

キトリ線

フリガナ	
お名前	
ご住所	〒
ご連絡先	()

MIO PRESS 201904 vol.06

料金受取人払郵便

大阪北局
承認
2632差出有効期間
2019年12月
31日まで
切手をはらずに
お出ください大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお総合法律事務所 行

1 6 4

5 3 0 8 7 9 0

郵便はがき

キリ線

読者プレゼント&
アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から**抽選で30名様に、「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼント**いたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切／
2019年6月30日(日)
※当日消印有効